インフルエンザ予防接種助成に係るよくある質問

Q.インフルエンザ予防接種助成があると広報誌で見たが、どのように申請するのですか？

A.所属所にお配りしている「令和2年度保健福祉事業の実施要項」（P27:実施要項、P57:請求書様式）をご覧いただくか、公立学校共済組合兵庫支部HPをご覧ください。

要項：

<https://www.kouritu.or.jp/hyogo/kousei/kanri/influenzayobou/index.html>

様式：

<https://www.kouritu.or.jp/hyogo/about/download/hokenfukushi/index.html>

Q.育児休業を取得しています。助成を受けることができますか？

A.組合員の資格をお持ちですので、対象者に該当します。

Q.臨時的任用職員や再任用職員でも、助成を受けることができますか？

A.接種時に組合員の資格をお持ちの場合は、請求時に組合員の資格を喪失していたとしても、助成を受けることができます。

Q被扶養者（家族）や.任意継続組合員は、助成を受けられますか？

A.対象は「現職組合員」としていますので、助成の対象ではありません。

Q.領収書に「予防接種」としか記載されていません。添付書類にできますか？

A.インフルエンザワクチンを接種されたことが確認できなければ、助成することはできませんので、医療機関で追記していただくなど「インフルエンザ」の文言が明記されたものを提出してください。

Q.領収書には「予防接種」と記載され、別にもらった「診療明細書」にインフルエンザの記載があります。提出は領収書だけでもいいですか？

A.インフルエンザの接種を確認しますので、領収書と診療明細書（いずれも写し可）を併せて提出してください。

Q.これから助成金請求書を出そうと思いますが、まだ定員には達していませんか？

A.申請者数は、毎月中旬に前月申請数を公立学校共済組合兵庫支部HPに掲載することとしておりますので、HPにてご確認ください。なお、助成の繰り上げ終了の予告は、時間に余裕を持って、HPでお知らせすることとしておりますので、ご承知ください。

